

四半期報告書

(第10期第1四半期)

自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日

ソネット・エムスリー株式会社

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	6
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	6

第3 設備の状況	9
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) ライツプランの内容	24
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	24
(5) 大株主の状況	24
(6) 議決権の状況	25

2 株価の推移	25
---------	----

3 役員の状況	25
---------	----

第5 経理の状況	26
----------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	27
(2) 四半期連結損益計算書	29
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	30

2 その他	36
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	37
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月7日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）
【会社名】	ソネット・エムスリー株式会社
【英訳名】	So-net M3, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷 村 格
【本店の所在の場所】	東京都港区芝大門二丁目5番5号
【電話番号】	03 (5408) 0800 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 永 田 朋 之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝大門二丁目5番5号
【電話番号】	03 (5408) 0800 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 永 田 朋 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第10期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高 (千円)	1,966,566	2,199,398	8,534,933
経常利益 (千円)	952,986	1,077,657	4,170,963
四半期(当期)純利益 (千円)	525,264	614,350	2,363,272
純資産額 (千円)	8,338,174	10,390,775	10,214,827
総資産額 (千円)	10,000,755	13,006,007	12,542,583
1株当たり純資産額 (円)	31,110.67	37,610.69	38,331.94
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	2,013.06	2,347.84	9,048.58
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	1,984.89	2,322.23	8,932.03
自己資本比率 (%)	81.2	75.7	80.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△183,753	430,080	2,055,657
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△136,138	△1,701,314	△53,487
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△755,249	△800,640	△740,871
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	5,684,410	5,929,306	8,001,977
従業員数 (名)	106	226	132

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、IT活用による大規模臨床研究支援活動を行うメビックス株式会社に対して公開買付けを実施した結果、メビックス株式会社は当社の連結子会社となりました。

また、当第1四半期連結会計期間より、メビックス株式会社を新たに連結の範囲に含めたことに伴い、従来単一であった事業のセグメントを、従来の事業を「医療ポータル」セグメントとし、メビックス株式会社の連結化に伴い新たに加わる事業を「エビデンスソリューション」セグメントとしました。変更の内容については、「第5 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に記載のとおりです。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
(連結子会社) メビックス株式会社 (注3、4)	東京都文京区	801,892千円	エビデンスソリューション	85.9%	該当なし
(連結子会社) クリニカルポーター株式会社	東京都文京区	10,000千円	エビデンスソリューション	100.0% (100.0%)	該当なし
(連結子会社) クリノグラフィ株式会社	東京都文京区	50,000千円	エビデンスソリューション	51.0% (51.0%)	該当なし
(連結子会社) ケルコム株式会社	東京都文京区	117,500千円	エビデンスソリューション	85.1% (85.1%)	該当なし

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しています。
2 議決権の所有割合欄の()内は、間接所有割合で内数です。
3 有価証券報告書の提出会社ですが、平成21年8月26日付で上場廃止予定です。
4 特定子会社に該当します。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数	226名 (29名)
------	------------

- (注) 1 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員数です。
2 従業員数が当第1四半期連結会計期間において94名増加しておりますが、主としてメビックス株式会社を新たに連結子会社としたことによるものです。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数	81名 (15名)
------	-----------

- (注) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員数です。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、製品の生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同四半期比 (%)
医療ポータル	—	—	—	—
エビデンスソリューション	—	—	5,406,244	—
合計	—	—	5,406,244	—

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 医療ポータルセグメントにおいては、受注生産を行っていないため記載しておりません。

3 当第1四半期連結会計期間より、メビックス株式会社を新たに連結の範囲に含めたことに伴い、エビデンスソリューションセグメントを新設しました。当第1四半期連結会計期間においては、連結経営成績等は反映していないため、受注高については記載しておりません。

4 エビデンスソリューションセグメントにおいては、学会、研究会、特定公益法人及び大学等が顧客の中心であり、契約における手続が多岐に渡ることを背景に、契約を締結することを前提に契約締結以前よりサービス活動を開始しています。そこで、契約の締結可能性を十分検討の上、契約できると判断した案件について、受注として認識しています。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を分野別に示すと、次のとおりです。

分野	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	前年同四半期比 (%)
医療関連会社マーケティング支援 (千円)	1,442,609	+5.7
調査 (千円)	302,957	+28.3
その他 (千円)	453,830	+23.9
合計 (千円)	2,199,398	+11.8

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 当第1四半期連結会計期間より、メビックス株式会社を新たに連結の範囲に含めたことに伴い、従来単一であった事業の種類別セグメントを、従来の事業を「医療ポータル」セグメントとし、メビックス株式会社の連結化に伴い新たに加わる事業を「エビデンスソリューション」セグメントとしました。当第1四半期連結会計期間において、メビックス株式会社の経営成績等は反映していないため、事業の種類別セグメントについては記載しておらず、上記は「医療ポータル」セグメントの分野別販売実績を記載しています。

3 当第1四半期連結会計期間より、従来「マーケティング支援」分野に区分していたQOL君サービス及び一部の提携企業サービスを「その他」分野に区分することとし、従来の「マーケティング支援」分野を「医療関連会社マーケティング支援」分野に変更しています。これに伴い、当第1四半期連結会計期間の「医療関連会社マーケティング支援」分野の売上高は52百万円減少し、「その他」分野の売上高は52百万円増加しています。また前第1四半期連結会計期間の「医療関連会社マーケティング支援」分野の売上高は56百万円減少し、「その他」分野の売上高は56百万円増加しています。

4 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当第1四半期連結会計期間における各販売先への当該割合が100分の10未満のため、記載を省略しています。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、メビックス株式会社を新たに連結の範囲に含めたことに伴い、新たに発生した事業等のリスクは下記のとおりです。ここに記載した事項は、当社グループが認識、判断したものであり、全てのリスク要因が網羅されているわけではありません。

なお、文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、入手可能な情報に基づいて当社グループが判断したものです。

(1) 当社グループが提供しているサービスの内容について

当社グループでは、大規模臨床研究、疫学研究及びその他の臨床試験に関するデータを、効率良く収集できるシステム「CapTool」を開発し、同システムの運用及びそれに付随する一連の業務に係るサービスを提供しています。同システムは広域情報通信ネットワークを活用し、被験者（患者）の登録、割付からデータマネジメント、統計解析までの一連の臨床試験・研究データを高い品質で収集、管理し、その進捗状況がリアルタイムに把握できるシステムです。

大規模臨床研究、疫学研究及びその他の臨床試験を主催する学会や研究会等は、当社グループにこれらの業務を委託することにより、従来のように人手を介する手法に比べ、業務負担及び費用負担を軽減し、臨床研究期間の短縮化を実現できます。

当社グループは、今後も継続して本サービスを提供し成長を図る方針です。しかしながら、本サービスが顧客ニーズに適合しない場合や競合の状況によっては、事業機会が縮小し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 当社グループが属する業界の動向について

① 大規模臨床研究を取り巻く環境について

学会や医師が主催する多施設共同の大規模臨床研究や疫学研究の実施件数は、当社グループ推計では年々増加してきており、臨床試験市場の新たなマーケットとして認知されつつあります。

しかしながら、この市場の成長と認知の向上により、今後既存のCROやSMO、ITベンダー等が大規模臨床研究市場を新たなマーケットとして位置付け、参入して来る可能性があり、今後の競合企業の動向次第では、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

② 法的規制（省令GCP等）への対応について

平成9年4月に医薬品開発の基準であるGCP（Good Clinical Practice）省令（「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」、省令GCP）が施行されました。この省令は、被験者の人権と安全の確保、データの信頼性の確保を図り、適正な治験が実施されることを定めています。

これにより治験依頼者、CRO、治験実施医療機関等の業務内容が厳格化したことで、業務量が増大し、既存CROや当社グループのような大規模臨床試験の支援企業へのアウトソーシングが盛んに行われるようになってきています。

しかしながら、今後の省令GCP等法的規制の変更、強化等によりアウトソーシング業務が制限を受ける可能性があります。また、平成17年4月に「医薬品等の承認又は許可等に係る申請等に関する電磁的記録・電子署名利用のための指針」が明文化されました。これにより、現在研究開発段階にある「CapTool-CTソリューション」の利用が制限される可能性があり、これらの場合においては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

③ 臨床研究に関する倫理指針及び疫学研究に関する倫理指針への対応について

厚生労働省は、平成14年7月に「疫学研究に関する倫理指針」を施行しました。この指針は、国民の健康の保持増進を図る上での疫学研究の重要性と学問の自由を踏まえつつ、個人の尊厳及び人権の尊重、個人情報の保護、その他の倫理的観点並びに科学的観点から、疫学研究に携わるすべての関係者が遵守すべき事項を定めることにより、社会の理解と協力を得て、疫学研究の適正な推進を図られることを目的としています。

また同省は、平成15年7月に「臨床研究に関する倫理指針」を施行しました。この指針は、医学系研究の推進を図る上での臨床研究の重要性を踏まえつつ、個人の尊厳、人権の尊重その他の倫理的観点及び科学的観点から臨床研究に携わるすべての関係者が遵守すべき事項を定めることにより、社会の理解と協力を得て、臨床研究の適正な推進を図られることを目的としています。

これらの倫理指針が制定された中核的な目的は、臨床研究や疫学研究における被験者の保護であり、倫理的な面においては省令GCPに準ずるものと位置付けられております。

さらに同省は、臨床研究を取り巻く環境の変化に対応し、研究倫理や被験者保護の一層の向上を図るため、「臨床研究に関する倫理指針」の全般的な見直しを行い、同指針を平成21年4月に施行しました。

当社グループでもこれらの倫理指針を遵守する必要性があり、被験者保護の観点において問題が発生した場合や、指針の強化等によりアウトソーシング業務が制限を受けた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

④ 21 CFR PART11への対応について

平成9年8月27日にFDA（米国食品医薬品局）は、FDA管轄下の医薬品を初めとする製品の製造管理にかかわるシステム全般において、電子記録（データ）の完全性及び信頼性を確保するために満たすべき要件につき、21 CFR PART11（以下、「PART11」という）という規則を公布しました。

PART11の規則に則りFDAの査察官は、製造企業、CROを査察し、Warning Letterにより指摘事項を明示します。このためCROは、指摘事項を受けないようにするためのPART11対応を実施する必要性が生じています。

加えてわが国においても、平成17年4月に「医薬品等の承認又は許可等に係る申請等に関する電磁的記録・電子署名利用のための指針」が明示されたことに伴い、規制が強化されてきています。当社グループでも電子記録（データ）の完全性及び信頼性の向上に努めておりますが、対応が遅れた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 受注の取り消し、契約の変更等について

① 仕掛中の受注見込の取り消しについて

当社グループのエビデンスソリューション事業では、受託する臨床試験によってはサービスの提供が始まったのちに契約を締結するものがあります。そのため、当社グループでは、確実に契約が締結されると見込まれる時期を合理的に判断した上で、受注として認識しています。

しかしながら、発注者による受注後の試験実施計画の変更等、予測困難な理由等により、臨床研究等が中止または延期を余儀なくされた場合には、予定していた売上が計上できず、また既に発生している原価を費用として認識する必要が生じ、その結果、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

② 契約の中途解約、不履行について

当社グループのエビデンスソリューション事業において受託する大規模臨床研究、疫学研究、製造販売後調査には、契約期間が長期にわたるものが存在します。

そのため、症例数の確保が困難な場合や、臨床試験において何らかのトラブルが発生した場合、また顧客の信用状態が悪化した場合等には、契約が途中で解約されたり、売上債権の回収に支障をきたす等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

③ 契約後のシステムの仕様変更について

エビデンスソリューション事業のうち中核をなす「CapTool-EBMソリューション」や「With-CapToolソリューション」の顧客は、学会、研究会等、試験ごとに予算を確定の上運営している場合が大半です。当社グループでは、顧客と詳細な打ち合わせを行った後に、顧客に予算を確定して頂いていますが、予算確定後にシステムの仕様変更等により追加費用が発生した場合、予算の追加承認が困難な場合が多く、追加費用等については当社グループが負担せざるを得ない可能性があります。その結果、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 大学や医療関係者との関係について

① 法的規制について

当社グループは、大学や医療関係者との共同研究等による技術指導を得て、事業基盤の強化や「CapTool」のバージョンアップを行っています。国立大学との関係は、独立行政法人化の根拠法となる国立大学法人法等の改廃または関係当局による運用の変化等の影響を受ける可能性があります。

また、知的財産等の権利化や研究の委託や研究成果の対価の享受について、今後、民間企業と大学との関係に変化が生じる可能性があり、この場合、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

② 謝金の支払について

当社グループと共同研究等を行う医療従事者等に対し、技術指導の対価として謝金を支払うことがあります。技術指導を行う医療研究者等は各々所属する大学当局等より兼業の承認を得ることが前提となっており、当社グループでは原則として兼業の承認を確認する等の社内手続きを経た上で謝金の支払を行っています。

しかしながら、このような謝金につきましては、明確なガイドラインが示されていない部分もあり、業務の範囲の解釈等の違いにより、承認を逸脱する様な謝金の支払であると解釈された場合においては、社会的批判等の風評により当社グループの事業に影響を与える可能性があります。

(5) 製品の製造について

当社グループの医療、理化学分野向け過冷却装置は特殊な技術を要する製品で、その製造は福島工業株式会社に委ねています。また、飲食産業向け業務用過冷却保管庫については、その製造販売権を株式会社創建に独占的に許諾する契約を締結しています。

何らかの理由により製造販売に支障が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、製品の欠陥等に起因して、人的、または物的な損害等が生じた場合、またはリコールが発生した場合には、当社グループが何らかの財務的な負担を負う可能性や、当社グループの製品の信頼性や当社グループの信用に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 損害賠償請求について

大規模臨床研究は、各試験参加医師の責任のもと、基本的には保険診療として実施されます。大規模臨床研究で使用する薬剤は、主に市販薬であり、重大な副作用で健康被害が生じた場合は、医薬品副作用被害救済制度による給付対象となります。また、治験においては、治験の実施に起因する健康被害が生じた場合は、基本的には治験依頼者（製薬会社）が責任を負うことになります。

しかしながら、当社グループが受注した大規模臨床研究及び治験において、このような健康被害が発生した場合には、当社グループの信用力が低下する可能性があります。

また、このような健康被害が明らかに当社グループに起因するものである場合には、損害賠償等の責任を負う可能性もあり、その結果、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、入手可能な情報に基づいて当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものです。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間において、引き続き医療従事者専門サイト「m3.com」の基盤強化を進め、医師会員は3千人増加の17.7万人に達しました。

既存サービスについては、顧客への各サービスの浸透も進み、順調に推移しました。製薬会社向けのマーケティング支援サービスは、国内主要製薬会社のほぼ全社が既にご利用されている基本的な「提携企業」サービス、会員医師に対してメールで直接アプローチする「m3MT」サービス、「m3.com」のプラットフォーム上で会員医師が主体的、継続的に高頻度で情報を受け取れる「MR君」サービスと、意図や用途により選べるサービスメニューを提供しています。

また、会員医療従事者を対象とした調査サービス、会員へ医療情報以外のライフサポート情報を提供する「QOL君」などの一般企業向けマーケティング支援サービス、会員医師への求人求職支援サービスを行う「m3.com CAREER」、一般の方々からの健康や疾病に関する質問に「m3.com」登録医師が回答する「AskDoctors」

(<http://www.AskDoctors.jp/>)、看護師、薬剤師向けの求人求職支援サービス、診療所の経営をサポートする「m3.com 開業・経営」等の新規サービスの拡充も進めています。

米国においては、「MR君」の米国版である「M3 Messages」上での、製薬会社から会員医師へ向けてのメッセージの送信が平成20年6月末より開始されました。「M3 Messages」サービス展開はその後順調に進み、これまで「がん」「リウマチ」「神経科」領域で7社15薬剤の契約を獲得し、さらに拡大する傾向にあります。

また、平成21年3月3日から平成21年4月14日まで、IT活用による大規模臨床研究支援活動を行うメビックス株式会社（以下「メビックス」という）に対して公開買付けを実施した結果、メビックスは、平成21年4月21日に当社が株式の85.9%を所有する連結子会社となりました。

当第1四半期連結会計期間より、メビックスを新たに連結の範囲に含めたことに伴い、従来単一であった事業の種類別セグメントに新たなセグメントを追加しました。この追加に伴い、従来の事業を「医療ポータル」セグメントとし、メビックスの連結化に伴い新たに加わる事業を「エビデンスソリューション」セグメントとしました。

なお、メビックスのみなし取得日は4月30日であること、四半期連結財務諸表作成に当たり、メビックスの決算日（4月30日）現在の財務諸表を使用していることから、当第1四半期連結会計期間において、メビックスの連結経営成績及びキャッシュ・フローの状況は反映していません。そのため、当第1四半期連結会計期間は、事業の種類別セグメントについては記載していません。第2四半期連結会計期間から、メビックスの連結経営成績及びキャッシュ・フローの状況（平成21年5月1日以降の期間）を反映すると共に、事業の種類別セグメントを記載する予定です。

分野別の売上高は以下のとおりです。

	平成21年3月期 第1四半期会計 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	平成22年3月期 第1四半期会計 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	(参考) 比較増減		(参考) 平成21年3月期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	百万円	百万円	百万円	%	百万円
医療関連会社 マーケティング支援	1,364	1,442	+78	+5.7	5,812
調査	236	302	+66	+28.3	1,052
その他	366	453	+87	+23.9	1,669
売上高合計	1,966	2,199	+232	+11.8	8,534

(注) 当第1四半期連結累計会計より、従来「マーケティング支援」分野に区分していたQOL君サービス及び一部の提携企業サービスを「その他」分野に区分することとし、従来の「マーケティング支援」分野を「医療関連会社マーケティング支援」分野に変更しています。これに伴い、当第1四半期連結会計期間の「医療関連会社マーケティング支援」分野の売上高は52百万円減少し、「その他」分野の売上高は52百万円増加しています。また前第1四半期連結会計期間の「医療関連会社マーケティング支援」分野の売上高は56百万円減少し、「その他」分野の売上高は56百万円増加しています。

① 医療関連会社マーケティング支援

医療関連会社マーケティング支援分野の売上高は、1,442百万円（前年同期比5.7%増）となりました。顧客企業数の増加等により、「MR君」サービスの売上高が前年同期比4%増となった他、「m3MT」サービスが順調に推移し、全体としては前年同期比5.7%の増収となりました。

② 調査分野

調査分野の売上高は302百万円（前年同期比28.3%増）となりました。提携企業との連携強化等の要因により、調査サービスを展開する日本、米国の両市場において好調に推移しました。

③ その他分野

その他分野の売上高は、453百万円（前年同期比23.9%増）となりました。会員の増加が続く「AskDoctors」や「m3.com CAREER」が好調に推移した他、アイチケット株式会社も増収に貢献しました。

これらの結果、売上高は2,199百万円（前年同期比11.8%増）となりました。

売上原価については、業容拡大に伴う人件費の増加等の要因により、477百万円（前年同期比5.2%増）となりました。

販売費及び一般管理費については、業容拡大に伴う人件費や会員向けポイント関連費用の増加等の要因により、657百万円（前年同期比10.6%増）となりました。

これらの結果、営業利益は1,064百万円（前年同期比15.9%増）、経常利益は1,077百万円（同13.1%増）、四半期純利益は614百万円（同17.0%増）となりました。

所在地別セグメントの業績は、以下のとおりです。

① 日本

国内は、医療関連会社マーケティング支援分野、調査分野、その他分野とも好調に推移し、売上高2,006百万円（前年同期比11.7%増）、営業利益1,211百万円（同15.7%増）となりました。

② 北米

北米は、医療関連会社マーケティング支援分野がほぼ前年並みとなったものの、調査サービスが拡大し、売上高187百万円（前年同期比20.6%増）となりました。また、「M3 Messages」の先行費用が発生していることから、営業損失37百万円（同2百万円改善）となりました。

③ その他の地域

その他の地域は、韓国子会社の業績が引き続き低調に推移したことから、売上高17百万円（前年同期比6.9%減）、営業損失4百万円（前年同期比0.7百万円悪化）となりました。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

資産合計は、前連結会計年度末比463百万円増の13,006百万円となりました。メビックス株式会社（以下「メビックス」という）に対する公開買付けの実施等により現金及び預金が2,012百万円減少し、メビックスの新規連結の影響等により売掛金が836百万円増加したものの、流動資産は前連結会計年度末比770百万円減の9,318百万円となりました。またメビックスの新規連結に伴いのれんを864百万円計上したことを主な要因に、固定資産は前連結会計年度末比1,234百万円増の3,687百万円となりました。

負債合計は、前連結会計年度末比287百万円増の2,615百万円となりました。法人税等の支払により未払法人税等が525百万円減少する一方で、メビックスの新規連結の影響等により買掛金が404百万円増加したこと等により、流動負債は前連結会計年度末比245百万円増の2,256百万円となりました。固定負債は、投資有価証券の時価評価の影響等により繰延税金負債が40百万円増加したことを主な要因に、前連結会計年度末比41百万円増の358百万円となりました。

純資産合計は、前連結会計年度末比175百万円増の10,390百万円となりました。剰余金配当863百万円を行った一方、四半期純利益614百万円を計上したことにより利益剰余金が249百万円減少したこと、メビックスの新規連結の影響等により少数株主持分が361百万円増加したことが主な要因です。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末残高より2,072百万円減少し、5,929百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、430百万円の収入（前年同期比613百万円の収入増）となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前四半期純利益1,077百万円であり、支出の主な内訳は、法人税等の支払額926百万円です。

投資活動によるキャッシュ・フローは、1,701百万円の支出（前年同期比1,565百万円の支出増）となりました。メビックスの子会社化における、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出1,642百万円が発生しています。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払により、800百万円の支出（前年同期比45百万円の支出増）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、メビックス株式会社を新たに連結子会社化したことにより、下記設備が新たに当社グループの設備となりました。

当該設備の状況は下記のとおりです。

国内子会社

平成21年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (名)
				有形固定資産			無形固 定資産	合計	
				建物	器具・備品	建設 仮勘定	ソフト ウェア		
メビックス株式会 社	本社 (東京都文京区)	エビデンスソ リューション	本社設備等	15,756	25,471	—	73,668	114,895	88 (7)
ケルコム株式会社	本社 (東京都文京区)	エビデンスソ リューション	貸与用機器等	—	4,462	65,699	74	70,236	— (—)

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 本社の建物は賃借です。上記の表中の建物の金額は、賃借中の建物に施した建物付帯設備の金額です。

3 従業員数の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の年間平均雇用人数です。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、重要な設備の新設、除却等の計画について重要な変更等はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	960,000
計	960,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	261,666	261,690	東京証券取引所 (市場第一部)	当社は単元株制度を 採用していません。
計	261,666	261,690	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

①第1回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年6月9日）	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数（注1）	504個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	3,024株
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	1株当たり 35,567円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 35,567円 資本組入額 17,784円
新株予約権の行使の条件	①当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合（これらの場合を「株式の公開」という。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ③これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

②第2回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年7月31日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数（注1）	39個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	234株
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	1株当たり 172,942円
新株予約権の行使期間	平成18年11月11日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 172,942円 資本組入額 86,471円
新株予約権の行使の条件	①当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合（これらの場合を「株式の公開」という。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ③これらの詳細条件及びその他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

③第3回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年7月31日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数（注1）	49個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	294株
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	1株当たり 190,202円
新株予約権の行使期間	平成19年2月21日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 190,202円 資本組入額 95,101円
新株予約権の行使の条件	①当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合（これらの場合を「株式の公開」という。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ③これらの詳細条件及びその他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

④第4回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成16年7月31日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数（注1）	21個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注2）	42株
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	1株当たり 408,500円
新株予約権の行使期間	平成19年5月13日～平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 408,500円 資本組入額 204,250円
新株予約権の行使の条件	①当社普通株式にかかる株券が東京証券取引所に上場され、またはいずれかの証券取引所に上場されている場合（これらの場合を「株式の公開」という。）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ③これらの詳細条件及びその他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとします。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

2 注記1により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

3 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）による増加株式数}}$$

上記の他、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、行使価額の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

⑤第5回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数	4個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	8株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 378,325円
新株予約権の行使期間	平成19年8月29日～平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 378,325円 資本組入額 189,163円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

⑥第6回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数	4個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	8株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 490,000円
新株予約権の行使期間	平成19年11月21日～平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 490,000円 資本組入額 245,000円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

⑦第7回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数	289個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	578株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 561,150円
新株予約権の行使期間	平成20年3月22日～平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 561,150円 資本組入額 280,575円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

⑧第8回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月20日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数	33個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	66株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	1株当たり 547,546円
新株予約権の行使期間	平成20年4月24日～平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 547,546円 資本組入額 273,773円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

⑨第9回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成18年6月20日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数	34個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	34株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 455,000円
新株予約権の行使期間	平成21年1月25日～平成28年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 692,818円 資本組入額 346,409円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1 株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

上記のほか、決議日後、各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で各新株予約権の目的たる株式の数を調整します。

- 2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。

- 3 発行価格は、行使時の払込金額455,000円と新株予約権の付与日における公正な評価額237,818円を合算しています。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- v 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 a 記載の資本金等増加限度額から上記 a に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- viii 新株予約権の取得条項
(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

⑩第10回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成20年6月23日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数	160個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	160株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 405,318円
新株予約権の行使期間	平成22年8月27日～平成30年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 604,573円 資本組入額 302,287円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。

3 発行価格は、行使時の払込金額405,318円と新株予約権の付与日における公正な評価額199,255円を合算しています。

4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

i 交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- v 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- viii 新株予約権の取得条項
(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

⑪第11回新株予約権

株主総会の特別決議日（平成20年6月23日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数	63個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注1）	63株
新株予約権の行使時の払込金額（注2）	1株当たり 333,000円
新株予約権の行使期間	平成23年5月29日～平成30年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 500,088円 資本組入額 250,044円
新株予約権の行使の条件	①各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②これらの詳細条件及びその他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

（注）1 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てを行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。

3 発行価格は、行使時の払込金額333,000円と新株予約権の付与日における公正な評価額167,088円を合算しています。

4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

i 交付する再編対象会社の新株予約権

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定します。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- v 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- viii 新株予約権の取得条項
(a)再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(b)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することもしくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、(c)再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、(d)再編対象会社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または(e)再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、再編対象会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議または代表取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	261,666	—	1,187,576	—	1,415,971

(注) 平成21年7月1日から平成21年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が24株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,075千円増加しています。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 261,666	261,666	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	261,666	—	—
総株主の議決権	—	261,666	—

② 【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高（円）	335,000	337,000	340,000
最低（円）	261,800	283,500	297,300

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,178,312	8,191,260
売掛金	2,285,415	1,449,350
商品	17,771	2,025
仕掛品	167,962	41,505
その他	670,025	405,586
貸倒引当金	△1,199	△781
流動資産合計	9,318,288	10,088,948
固定資産		
有形固定資産	※1 167,095	※1 65,988
無形固定資産		
のれん	1,635,495	783,665
その他	269,189	195,557
無形固定資産合計	1,904,685	979,223
投資その他の資産		
投資有価証券	1,221,083	1,173,613
その他	394,854	234,808
投資その他の資産合計	1,615,938	1,408,422
固定資産合計	3,687,718	2,453,634
資産合計	13,006,007	12,542,583
負債の部		
流動負債		
買掛金	515,071	110,967
未払法人税等	408,693	934,442
ポイント引当金	317,445	314,961
その他の引当金	36,681	47,648
その他	978,923	603,085
流動負債合計	2,256,815	2,011,105
固定負債		
退職給付引当金	6,291	4,426
繰延税金負債	351,140	311,137
その他	983	1,085
固定負債合計	358,415	316,650
負債合計	2,615,231	2,327,755

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,187,576	1,187,576
資本剰余金	1,415,971	1,415,971
利益剰余金	6,767,849	7,016,995
株主資本合計	9,371,396	9,620,543
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	551,427	497,481
為替換算調整勘定	△81,384	△87,859
評価・換算差額等合計	470,042	409,622
新株予約権	16,516	12,901
少数株主持分	532,819	171,759
純資産合計	10,390,775	10,214,827
負債純資産合計	13,006,007	12,542,583

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	1,966,566	2,199,398
売上原価	454,209	477,799
売上総利益	1,512,357	1,721,598
販売費及び一般管理費	*1 594,371	*1 657,346
営業利益	917,986	1,064,252
営業外収益		
受取利息	11,999	6,088
為替差益	17,236	—
持分法による投資利益	—	6,460
その他	6,892	6,125
営業外収益合計	36,127	18,674
営業外費用		
為替差損	—	4,789
持分法による投資損失	1,120	—
その他	7	479
営業外費用合計	1,127	5,269
経常利益	952,986	1,077,657
税金等調整前四半期純利益	952,986	1,077,657
法人税、住民税及び事業税	331,271	404,267
法人税等調整額	93,709	53,908
法人税等合計	424,981	458,176
少数株主利益	2,740	5,130
四半期純利益	525,264	614,350

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	952,986	1,077,657
減価償却費	17,935	22,039
のれん償却額	16,064	12,725
投資有価証券売却損益(△は益)	—	△3,395
貸倒引当金の増減額(△は減少)	—	410
ポイント引当金の増減額(△は減少)	△9,423	2,592
退職給付引当金の増減額(△は減少)	776	1,597
その他の引当金の増減額(△は減少)	△5,321	△10,651
受取利息及び受取配当金	△12,743	△8,217
為替差損益(△は益)	△17,236	4,789
持分法による投資損益(△は益)	1,120	△6,460
売上債権の増減額(△は増加)	38,621	180,584
たな卸資産の増減額(△は増加)	△8,741	△5,336
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△3,344	21,880
仕入債務の増減額(△は減少)	△40,489	8,158
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△76,914	52,533
その他	△9,597	△4,840
小計	843,691	1,346,070
利息及び配当金の受取額	12,743	10,634
法人税等の支払額	△1,040,187	△926,625
営業活動によるキャッシュ・フロー	△183,753	430,080
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△2,657	△2,453
定期預金の払戻による収入	—	4,662
有形固定資産の取得による支出	△4,530	△1,755
無形固定資産の取得による支出	△24,273	△17,003
敷金及び保証金の差入による支出	△5,158	△508
敷金及び保証金の回収による収入	—	3,169
投資有価証券の取得による支出	△41,052	—
投資有価証券の売却による収入	30,000	7,368
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△88,466	△1,642,564
貸付けによる支出	—	△52,228
投資活動によるキャッシュ・フロー	△136,138	△1,701,314
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△755,249	△800,640
財務活動によるキャッシュ・フロー	△755,249	△800,640
現金及び現金同等物に係る換算差額	△18,776	△796
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△1,093,917	△2,072,670
現金及び現金同等物の期首残高	6,778,327	8,001,977
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 5,684,410	※1 5,929,306

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、メビックス株式会社、クリニカルポーター株式会社、クリノグラフィ株式会社及びケルコム株式会社については新たに株式を取得したことから、連結の範囲に含めています。 (2) 変更後の連結子会社の数 9社
2 連結子会社の四半期決算日等に関する事項の変更	当第1四半期連結会計期間より連結子会社としたメビックス株式会社、クリニカルポーター株式会社及びケルコム株式会社の第1四半期決算日は7月31日であり、クリノグラフィ株式会社の第1四半期決算日は6月30日です。四半期連結財務諸表作成に当たって、メビックス株式会社、クリニカルポーター株式会社及びケルコム株式会社については4月30日現在の財務諸表を使用し、クリノグラフィ株式会社については3月31日現在の財務諸表を使用しています。ただし、四半期連結決算日(6月30日)までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。 また、So-net M3 USA Corporationについては、決算日を3月31日から12月31日に変更しました。四半期連結財務諸表作成に当たって、当該会社については、四半期連結決算日(6月30日)現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、217,942千円です。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、132,176千円です。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。
報酬・給与 182,395千円	報酬・給与 205,239千円
販売促進費 168,611千円	販売促進費 166,502千円
賞与引当金繰入額 13,733千円	賞与引当金繰入額 15,526千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)
現金及び預金勘定 5,973,332千円	現金及び預金勘定 6,178,312千円
預入期間3ヶ月超の定期預金 Δ 288,922千円	預入期間3ヶ月超の定期預金 Δ 249,005千円
現金及び現金同等物 5,684,410千円	現金及び現金同等物 5,929,306千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 261,666株

2 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 16,516千円

(注) スtock・オプションとしての新株予約権の一部は、権利行使期間の初日が到来していません。

3 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年4月23日 取締役会	普通株式	863,497	3,300	平成21年3月31日	平成21年6月8日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

当社グループは、インターネットを利用した医療関連事業に特化しているため1つのセグメントしかありませんので、記載を省略しています。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

当社グループは、従来、インターネットを利用した医療関連事業に特化しており1つのセグメントしかありませんでしたが、当第1四半期連結会計期間より大規模臨床研究支援事業を営むメビックス株式会社を新たに連結の範囲に含めたことに伴い、従来のインターネットを利用した医療関連事業を「医療ポータル」セグメントとし、メビックス株式会社の連結化に伴い新たに加わる大規模臨床研究支援事業等を「エビデンスソリューション」セグメントとしました。

なお、当第1四半期連結累計期間においては、メビックス株式会社のみなし取得日は4月30日であること、また、四半期連結財務諸表作成に当たってメビックス株式会社については4月30日現在の財務諸表を使用していることから、エビデンスソリューションセグメントの損益は含まれておらず、医療ポータルセグメントの損益しか含まれていないため、記載を省略しています。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	1,791,931	155,583	19,051	1,966,566	—	1,966,566
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	4,470	—	—	4,470	(4,470)	—
計	1,796,401	155,583	19,051	1,971,036	(4,470)	1,966,566
営業利益（△損失）	1,046,838	△40,068	△3,717	1,003,052	(85,066)	917,986

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	1,994,061	187,596	17,740	2,199,398	—	2,199,398
(2) セグメント間の内部売上高 または振替高	12,613	—	—	12,613	(12,613)	—
計	2,006,674	187,596	17,740	2,212,012	(12,613)	2,199,398
営業利益（△損失）	1,211,705	△37,207	△4,476	1,170,021	(105,769)	1,064,252

(注) 1 国または地域は、地理的近接度により区分しています。

2 日本以外の区分に属する主な国または地域は次のとおりです。

北米：米国

その他の地域：韓国

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	北米	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	155,583	19,051	174,635
II 連結売上高（千円）			1,966,566
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	7.9	1.0	8.9

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	北米	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	187,596	17,740	205,337
II 連結売上高（千円）			2,199,398
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	8.5	0.8	9.3

(注) 1 国または地域は、地理的近接度により区分しています。

2 各区分に属する主な国または地域は次のとおりです。

北米：米国

その他の地域：韓国

3 海外売上高は、連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高です。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第11回新株予約権
付与対象者の区分別人数	当社子会社取締役2名、当社子会社従業員14名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 63株
付与年月日	平成21年5月29日
権利確定条件	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社もしくは当社の子会社等の役員または使用人のいずれの地位を有していること。
対象勤務期間	平成21年5月29日～平成23年5月28日
権利行使期間	平成23年5月29日～平成30年5月31日 ただし、権利確定後退職(退任)した場合は、退職(退任)日より6ヶ月以内まで行使可能。
権利行使価格(円)	333,000
付与日における公正な評価単価(円)	167,088

(注) 株式数に換算して記載しています。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

パーチェス法の適用

1 企業結合の概要

被取得企業の名称	メビックス株式会社
被取得企業の事業の内容	IT活用による大規模臨床研究支援事業
企業結合を行った主な理由	日本でのEBM(Evidence-Based Medicine:科学的根拠に基づく医療)を推進し、双方のリソースやノウハウを最大限活用し、エビデンスの構築と普及を支援する中心的な企業グループになっていくことで、両社のシナジー効果と中長期的な企業価値を最大化できると考えています。

企業結合日	平成21年4月21日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	メビックス株式会社
取得した議決権比率	85.9%(従前の議決権比率 1.9%)

2 四半期連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成21年4月30日をみなし取得日としており、かつ、当該子会社については、4月30日現在の財務諸表を基礎として連結決算を行っているため、四半期連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

3 被取得企業の取得原価及びその内訳

被取得企業の取得原価	2,587,566千円
取得原価の内訳	
株式取得費用(現金)	2,417,660千円
株式取得費用(従前保有分)	47,454千円
株式取得に直接要した支出額(デューデリジェンス費用等)	122,451千円

4 発生したのれんの金額等

のれん	864,555千円
発生原因	メビックス株式会社の今後の事業展開によって期待される将来の収益力に関連して発生したものである。
償却方法及び償却期間	のれんについては、10年間で均等償却しています。

5 企業結合日(みなし取得日)に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,445,077千円
固定資産	289,388千円
資産計	<u>2,734,466千円</u>
流動負債	665,289千円
負債計	<u>665,289千円</u>
少数株主持分	<u>62,478千円</u>

6 当該企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定したときの当第1四半期連結累計期間の売上高等の概算額

売上高	2,595,316千円
営業利益	739,464千円
経常利益	752,988千円
四半期純利益	404,160千円

(注) 1 当該注記については監査証明を受けておりません。

2 概算額の算定につきましては、メビックス株式会社の平成21年2月1日から平成21年4月30日までの損益を基礎として、企業結合が期首に完了したと仮定したときの四半期連結損益計算書への影響を記載しています。

3 上記情報は必ずしも将来起こりうるべき事象を示唆するものではありません。また、実際に出資が期首時点に行われた場合の連結会社の経営成績を示すものではありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 37,610.69円	1株当たり純資産額 38,331.94円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	10,390,775	10,214,827
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	549,336	184,661
(うち新株予約権)	(16,516)	(12,901)
(うち少数株主持分)	(532,819)	(171,759)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額(千円)	9,841,439	10,030,165
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末(期末)の普通株式の数(株)	261,666	261,666

2 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 2,013.06円	1株当たり四半期純利益金額 2,347.84円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 1,984.89円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 2,322.23円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	525,264	614,350
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	525,264	614,350
期中平均株式数(株)	260,928	261,666
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	3,704	2,886
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成21年4月23日開催の取締役会において、平成21年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当(期末)を行うことを次の通り決議しました。

- ①配当金の総額 863,497千円
- ②1株当たり配当額 3,300円
- ③効力発生日 平成21年6月8日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

ソ ネット ・ エ ム ス リ ー 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 嶋 康 博
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 善 場 秀 明
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソネット・エムスリー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ソネット・エムスリー株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

ソ ネット ・ エ ム ス リ ー 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 善 場 秀 明
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソネット・エムスリー株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ソネット・エムスリー株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。